

政 令（都市計画法第 53 条関係）

第 3 7 条 <法第 5 3 条第 1 項第 1 号の政令で定める軽易な行為>

法第 5 3 条第 1 項第 1 号の政令で定める軽易な行為は、階数が 2 以下で、かつ、地階を有しない木造の建築物の改築又は移転とする。

第 3 7 条の 2 <法第 5 3 条第 1 項第 3 号の政令で定める行為>

法第 5 3 条第 1 項第 3 号の政令で定める行為は、国、都道府県若しくは市町村又は当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行うものとする。

第 3 7 条の 3 <法第 5 3 条第 1 項第 5 号の政令で定める行為>

法第 5 3 条第 1 項第 5 号の政令で定める行為は、次に掲げる建築物の建築であって、法第 1 2 条の 5 第 8 項に規定する建築物等の建築若しくは建設の限界又は都市再開発法第 7 条の 8 の 2 第 4 項に規定する建築物その他の工作物の新築、改築若しくは増築の限界に適合して行うものとする。

1. 道路法第 4 7 条の 6 第 1 項第 1 号に規定する道路一体建物の建築
2. 当該都市計画施設である道路を管理することとなる者が行う建築物の建築

第 3 7 条の 4 <法第 5 4 条第 2 号の政令で定める場合>

法第 5 4 条第 2 号の政令で定める場合は、次のいずれかの場合とする。

1. 地下で建築物の建築が行われる場合
2. 道路である都市施設を整備する立体的な範囲の下に位置する空間において建築物の建築が行われる場合（前号に掲げる場合を除く。）であって、当該建築物が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その周囲の環境を害するおそれがないと認められる場合
3. 道路（次号に規定するものを除く。）である都市施設を整備する立体的な範囲の上に位置する空間において渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供する建築物（次のいずれにも該当するものに限る。）の建築が行われる場合であって、当該建築物が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その周囲の環境を害するおそれがないと認められる場合
 - イ. 次のいずれかに該当するものであること。
 - （1）学校、病院、老人ホームその他これらに類する用途に供する建築物に設けられるもので、生徒、患者、老人等の通行の危険を防止するために必要なもの
 - （2）建築物の 5 階以上の階に設けられるもので、その建築物の避難施設として必要なもの
 - （3）多人数の通行又は多量の物品の運搬の用途に供するもので、道路の交通の緩和に寄与するもの
 - ロ. その他の主要構造部（建築基準法第 2 条第 5 号に規定する主要構造部をいう。）が次のいずれかに該当する建築物に設けられるものであること。
 - （1）建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造であること。
 - （2）建築基準法施行令第 1 0 8 条の 3 第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当すること。
 - （3）建築基準法第 2 条第 9 号に規定する不燃材料（ハにおいて単に「不燃材料」という。）で造られていること。
 - ハ. その構造が、次に定めるところによるものであること。
 - （1）建築基準法施行令第 1 条第 3 号に規定する構造耐力上主要な部分は、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分は、不燃材料で造ること。
 - （2）屋外に面する部分には、ガラス（網入ガラスを除く。）、瓦、タイル、コンクリートブロック、飾石、テラコッタその他これらに類する材料を用いないこと。ただし、これらの材料が道路上に落下するおそれがない部分については、この限りではない。
 - （3）側面には、床面からの高さが 1.5メートル以上の壁を設け、その壁の床面からの高さが、1.5メートル以下の部分に開口部を設けるときは、これにはめごろし戸を設けること。
4. 高度地区（建築物の高さの最低限度が定められているものに限る。）、高度利用地区又は都市再生特別地区内の自動車のみの交通の用に供する道路である都市施設を整備する立体的な範囲の上に位置する空間において建築物（その構造が、渡り廊下その他の通行又は運搬の用途に供するものにあつては前号ハ（1）から（3）まで、その他のものにあつては同号ハ（1）及び（2）に定めるところによるものに限る。）の建築が行われる場合であつて、当該建築物が安全上、防火上及び衛生上他の建築物の利便を妨げ、その周囲の環境を害するおそれがないと認められる場合